平成２３年（フ）第５２号
長野県上田市中之条1203－１　千曲町団地Ｃ13－101号、住民票上の住所長野県上田市中之条1180番地
債務者　新保　和子
1　決定年月日時　平成23年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２３年（フ）第６２号
長野県上田市常田２丁目25番15号　関本住宅４号
債務者　高藤　時夫
1　決定年月日時　平成23年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２３年（フ）第２８号
兵庫県豊岡市野田58番地の１
債務者　髙濵安津子
1　決定年月日時　平成23年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２２年（フ）第５４８号
徳島県名西郡石井町浦庄字国実236番地14
債務者　實平　俊明
1　決定年月日時　平成23年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５５０号
徳島県名西郡石井町浦庄字国実236番地14
債務者　實平五十鈴
1　決定年月日時　平成23年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４５号
徳島県板野郡北島町江尻字妙蛇池６番地１、旧住所徳島県板野郡松茂町広島字鍬ノ先10番地40
債務者　山下　明美
1　決定年月日時　平成23年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１１６号
徳島県名西郡石井町浦庄字下浦929番地62
債務者　安本　伸一
1　決定年月日時　平成23年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１２２号
徳島市南沖洲５丁目３番25号、旧住所徳島市中洲町１丁目13番地
債務者　井上　敏弘
1　決定年月日時　平成23年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１３５号
徳島県徳島市南沖洲５丁目３番25号、旧住所徳島県徳島市中洲町１丁目13番地
債務者　井上　慶子
1　決定年月日時　平成23年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１４５号
徳島県徳島市佐古四番町13番44号　寺内マンションⅡ303
債務者　三浦　孝二
1　決定年月日時　平成23年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１５０号
徳島県鳴門市撫養町木津898－３、住民票上の住所徳島県吉野川市川島町川島345番地
債務者　宇田見福太郎
1　決定年月日時　平成23年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１５６号
徳島県徳島市昭和町１丁目61番地
債務者　撫養　昌浩
1　決定年月日時　平成23年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１７３号
徳島県勝浦郡勝浦町大字生名字山ノ神39番地１
債務者　戸川　知子
1　決定年月日時　平成23年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１７６号
徳島県徳島市川内町榎瀬739番地
債務者　山尾　幸藏
1　決定年月日時　平成23年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１７７号
徳島県徳島市川内町榎瀬739番地
債務者　山尾　珠子
1　決定年月日時　平成23年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１２４９号
愛知県知多市にしの台４丁目12番地の５　コーポ光302
債務者　萩野　理圭（旧姓竹内・藤原・村瀬・清水）
1　決定年月日時　平成23年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１２８０号
名古屋市瑞穂区井戸田町１丁目２番地　コーポＵＳ－１－Ｂ号
債務者　河村　三男
1　決定年月日時　平成23年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部